

# 天 領

Vol. **70**  
2021/12



# CONTENTS

● 令和3年度 通常総会を開催 .....	1
● (公社) 石見大田法人会 会長 就任あいさつ .....	2
● 令和3年度 事業計画 .....	3
● 石見大田税務署長のごあいさつ .....	4
● 「広島国税局業務センター 出雲分室」の設置について .....	5
● 大田市の企業訪問「株式会社 スカイホテル」 .....	6
● インボイス制度について .....	10
● 舞台の人・舞台を支えた人 共に創った「オペラ 石見銀山」 .....	12
● 夫婦で醸す酒が全国新酒鑑評会金賞、 互いの技生かす「一宮酒造有限公司」 .....	14
● 銀のグローバルヒストリー 第1回 なぜ井戸平左衛門はサツマイモを選んだのか? .....	16
● ご自宅からのe-Tax申告のご案内 .....	20
● 長久にぎわい市 .....	22
● あなごめしの啓発グッズ・のぼり旗を寄贈 .....	23
● 電子帳簿等保存制度で経理のデジタル化 .....	24
● 大同生命保険株式会社 .....	29
● アフラック .....	30
● AIG損害保険株式会社 .....	31
● Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！」 .....	32
● 編集後記 .....	32

## 道の駅「ごいせ仁摩」

山陰道の全線開通を見据え、地元農林水産物を使用した飲食物の提供や特産品の販売、豊富な観光資源や石見神楽などの伝統文化といった大田市の魅力を地域一体となって発信し、地域の活性化や観光誘客による交流人口の拡大を図るための産業振興・地域振興の拠点として整備されています。

「道の駅×いいもの＝おおだのおもてなし」をテーマに、大田の「いい」ヒト・モノ・コト・暮らしの発信基地」として位置付けられています。

島根県内では29番目の道の駅となり、開業は令和4年1月29日に予定されています。



# 令和3年度 通常総会を開催

6月23日、大田商工会議所において、令和3年度通常総会を開催しました。来賓に、山崎石見大田税務署長、山根統括国税調査官ほかを迎え、新型コロナウイルス感染症拡大に配慮したなかでの開催となりました。

小川会長の挨拶の後、議事に移り、下記の事項について審議が行われ、いずれも原案通り承認されました。

## 【審議事項】

1. 令和2年度決算報告承認について
2. 役員選任について

## 【報告事項】

1. 令和2年度事業報告について
2. 令和3年度事業計画について
3. 令和3年度収支予算について

なお、この度の通常総会において、役員選任が行われ、長年にわたり当会の発展にご尽力いただき、多くの功績を残された小川会長並びに7名の方が退任され、9名の方が新たに役員に就任されました。

新会長に森田製菓(株)の森田博久氏、新副会長に(株)ウエダの植田和人氏が就任され、前小川会長は顧問に就任されました。

## 令和2年度の主な事業

### 【税に関する事業】

- ▶ 税制改正研修会
  - ・ 6月23日（大田商工会議所／参加者25名）
- ▶ 税金フォーラム
  - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し中止

### 【租税教育事業】

- ▶ 租税教室
  - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、本年は開催数減少となった。
    - 6月17日 長久小学校 児童21名、講師1名
    - 7月6日 邇摩高等学校 生徒17名、講師1名
  - ・ 学校でのIT環境の整備並びに新型コロナウイルスの感染拡大の影響で在宅機会が増えることなどから、防犯啓発のための標語「あなごめし」と関連グッズを作成し贈呈。

### ▶ 絵はがきコンクールの協力

- ・ 応募作品総数 241点

### ▶ 税を考える週間PR活動

- ・ 11月14日、PRチラシ・グッズを市内1カ所にて市民へ配布（女性部会員他）

### 【税の広報事業】

- ▶ 会報「天領」の発行
  - ・ 市内各まちづくりセンターや各関係機関などに無料配布。
- ▶ 国税電子申告納税システム（e-Tax）の普及
  - ・ ケーブルテレビ「石見銀山テレビ放送」にて45秒CMを放映。

### 【地域社会貢献事業】

- ▶ 大田市子ども神楽大会
  - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し中止

### 【経営支援活動】

- ▶ 新春経済講演会
  - ・ 2月12日、大田商工会議所にて日本銀行松江支店谷本英行支店長を講師として開催。

## 令和2年度 正味財産増減計算書（決算） 令和2年4月1日～令和3年3月31日まで （単位：円）

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		税の広報事業	937,667	当期経常外増減額	0
1. 経常増減の部		社会貢献事業	0	税引前当期一般正味財産増減額	2,274,125
(1) 経常収益		経営支援事業	1,766,215	法人税・住民税及び事業税	0
基本財産運用益	500	福利厚生事業	14,355	当期一般正味財産増減額	2,274,125
特定資産運用益	399	会員増強事業	7,830	一般正味財産期首残高	10,891,332
受取会費	4,010,000	会員支援事業	587,897	一般正味財産期末残高	13,165,457
事業収益	93,000	配賦	2,641,594	II 指定正味財産増減の部	
受取補助金	5,701,200	管理費	1,334,012	受取全法連助成金	4,904,200
受取負担金	160,000	【経常費用計】	7,894,589	一般正味財産への振替額	△ 4,904,200
雑収益	203,615	当期経常増減額	2,274,125	当期指定正味財産増減額	0
【経常収益計】	10,168,714	2. 経常外増減の部		指定正味財産期首残高	0
(2) 経常費用		(1) 経常外収益		指定正味財産期末残高	0
研修事業	37,000	経常外収益計	0	III 正味財産期末残高	13,165,457
租税教育事業	561,779	(2) 経常外費用			
税制提言事業	6,240	経常外費用計	0		

# 就任のあいさつ



(公社)石見大田法人会  
会長 **森田博久**

本年6月23日の石見大田法人会の総会におきまして会長をつとめることとなりました。歴史ある法人会の会長という役職の重さには身の引き締まる思いをしています。

昭和62年の社団化以来、諸先輩の方々に受け継がれてきました当会は、多くの事業実績が積み重ねられてきました。平成24年に公益社団法人の認定を頂いてから10年目に入り、節目の年になります。それぞれの委員会活動や社

会貢献活動、租税教室活動等は地域に大きく寄与していると思っています。これらはひとえに、小川前会長の人柄である積極的な活動への取り組みの成果だと思えます。

これからも「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」としての役割をあらためて認識し、税務研修・経営研修・地域貢献を軸とした公益事業を更に拡充強化し、また同時に福利厚生や会員交流など会員のための事業も充実して、法人会の存在感を高めていく必要があると感じています。

会員の皆様方の引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

## 令和3・4年度 (公社)石見大田法人会役員名簿

役職	氏名	事業所名	役職	氏名	事業所名
会長	森田博久	森田製菓(株)	理事	浅野浩司	一宮酒造(有)
副会長	齊藤寛	(有)斎藤文具店	〃	藤原誠治	(有)石東開発工事
〃	林恭清	林商事(株)	〃	林陽一	(有)NEO-LINK
〃	植田和人	(株)ウエダ	〃	知野見哲治	(有)ヒカリ衛環企業
常任理事	山本竹男	島根中央信用金庫大田営業部	〃	渡辺健司	(有)渡辺眞工務店
〃	原勝正	(有)中和電機公司	〃	幸増浩一郎	イワタニ島根(株)
〃	楫伸	中国税理士会石見大田支部	〃	細田健太郎	(株)日商
〃	河村賢治	(有)河村畳店	〃	南家敏孝	昭和技研(株)
〃	田平篤	(労務)田平労務管理事務所	〃	金田慶三	(有)金田建築
〃	山下正一	(有)山一電設	〃	勝部邦彦	さんべ食品工業(株)
〃	平田一成	(有)祖式運送	〃	小林裕典	(株)島根建材公社
〃	波多野陽一	東幸建設(株)	〃	中田忠利	山陽空調工業(株)島根支店
理事	石橋秀利	島根ゼオライト(有)	〃	中島勝徳	(株)魚の屋
〃	川上眞次	(有)川上会計事務所	〃	芝尾宜秀	(株)シバオ
〃	荒尾寛	(有)椿窯	監事	永野祥次	(有)静間セメント工業所
〃	谷本隆臣	(株)シグナル	〃	山内亮一	山内モーター(有)
〃	福田弘吉	(有)福田金物			
〃	波多野瑠璃子	(株)はたの産業	顧問	小川良知	(有)小川商店
〃	杉谷誠司	(有)みどりや	相談役	中村俊郎	中村ブレイス(株)
〃	田原辰男	(株)コラム建築設計事務所	〃	西山眞治	大田商工会議所

# 令和3年度 事業計画

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

## I. 基本方針・重点事項

- 公益社団法人としての事業運営について公益性を重視し、併せて法人会の理念である「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」に基づいて事業の推進を図る。
- 健全な納税団体としての役割を全うすべく、会員増強運動に努め、組織率55%を目指して、組織の拡充を図る。
- 「e-Tax」「eLTAX」の利用促進を図る
- 税務当局との連携協調に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

## II. 主な事業計画

### 【公益関係】

#### 1. 税の啓発活動

- 税に関する研修事業
  - 税制改正研修会
  - 税金フォーラムの開催
  - 税務研修会
  - 講演会の開催
- 租税教育
  - 租税教室への講師派遣
  - 租税教育アニメーションの普及
  - 絵はがきコンクールへの協力
- その他
  - 全国女性フォーラム
  - 全国青年の集い
  - 税を考える週間行事への協力・推進
  - 「e-Tax」「eLTAX」の利用促進
  - 参考図書の斡旋・参考資料の配付

#### 2. 税の提言事業

- 提言活動
  - 税制改正提言事項の検討・提出
  - 改正税法に関する情報の提供
  - 全国大会

#### 3. 税の広報事業

- 会報の発行
- ホームページの充実

#### 4. 地域発展事業

- 文化講演会等の開催
- その他地域発展の為の研修活動

#### 5. 経営支援活動

- 研修会・講習会の開催
  - 経済及び経営に関する講習会・研修会の開催
  - 商工会議所・商工会との共催事業の推進
  - 参考資料の配付

### 【共益関係】

#### 6. 福利厚生事業

- 経営者大型総合保障制度の推進
- ビジネスガードプラン制度の推進
- がん保険制度の推進
- 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

#### 7. 会員増強活動

- 全国的な推進強化月間に合わせ、9～12月を推進強化月間とする  
会員加入率は55%を目標とする
- 青年部会員増強と活動の充実・支援
- 女性部会会員増強と活動の充実・支援
- 総務委員会による組織拡充

#### 8. 会員支援事業

- 会員親睦チャリティーゴルフコンペ
- 参考図書の配布

#### 9. 青年部会活動

- 年次大会・役員会の開催
- 税務研修会
- 地域社会貢献活動の実施
- 部会員親睦事業の実施
- 全国青年の集いへの参加

#### 10. 女性部会活動

- 役員会の開催
- 税務研修会
- 部会員親睦事業の実施
- 全国女性フォーラムへの参加

### 【管理関係】

#### 11. 諸会議

- 総会の開催
- 理事会の開催
- 常任理事会の開催
- 監査会の開催
- 正副会長会議の開催
- 各委員会の開催
  - 総務委員会（組織拡充を含む）
  - 事業委員会（研修等）
  - 税制委員会
  - 広報委員会
  - 厚生委員会

#### 12. その他

- 全法連会議への参加
- 中法連会議への参加
- 県法連会議への参加
- 法人会全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

## 令和3年度 収支予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		研修事業	700,000	当期経常増減額	△ 1,430,891
1. 経常増減の部		租税教育事業	949,500	2. 経常外増減の部	
(1) 経常収益		税制提言事業	549,000	税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,430,891
基本財産運用益	1,000	税の広報事業	880,000	法人税・住民税及び事業税	0
特定資産運用益	1,000	社会貢献事業	860,000	当期一般正味財産増減額	△ 1,430,891
受取会費	4,100,000	経営支援事業	500,000	一般正味財産期首残高	9,085,470
事業収益	100,000	福利厚生事業	20,000	一般正味財産期末残高	7,654,579
受取補助金	5,292,700	会員増強事業	40,000	II 指定正味財産増減の部	
受取負担金	150,000	会員支援事業	768,000	受取全法連助成金	4,942,700
雑収益	100,100	配賦	3,200,652	一般正味財産への振替額	△ 4,942,700
【経常収益計】	9,744,800	管理費	2,708,539	III 正味財産期末残高	7,654,579
(2) 経常費用		【経常費用計】	11,175,691		

# 石見大田税務署長のごあいさつ



石見大田税務署長  
**橋本盛夫**

本年7月の定期人事異動で石見大田税務署長を拝命し、東京国税局査察部から転任して参りました橋本でございます。査察部では長年内偵調査事務に従事してまいりました。

さて、公益社団法人石見大田法人会の皆様には、日頃から税務行政全般に対して、深いご理解と多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

私は東京都江戸川区の出身で、鳥根県での勤務は初めてとなります。世界遺産である「石見銀山遺跡とその文化的景観」、いつも私たち住民を温かく包み込んでいる国引き神話の国立公園「三瓶山」、鳴き砂で有名な琴ヶ浜海岸など、歴史と自然豊かな環境に恵まれた当地で勤務する機会を得ましたことを大変光栄に思っております。前任の山崎署長と同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人石見大田法人会におかれましては、よき経営者をめざすものの団体として、様々な活動を展開されています。これまでの事業活動を拝見しますと、東部と西部地区での「税金フォーラム」の開催、商業施設での啓発物品の配布など行われています。また、租税教育活動では、講師派遣の他に、小学生租税教室用の独自シナリオの作成、地元の世界遺産「石見銀山」をわかりやすく伝えるアニメーションの制作・WEBサイトへの公開など、活動内容の質の高さに敬意を表する次第です。今年度も昨年同様コロナ禍のために計画されていた事業が中止される状況ですが、困難を創意工夫で克服されていることを心強く思っております。当署といたしましても、公益社団法人石見大田法人会とさらなる連携協調に努めてまいります。

さて、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。年が明けますと確定申告の季節がまいります。納税者の皆様の適正申告に役立つ情報提供やコロナウイルス感染症対策に即応しデジタル技術を活用したスマホ申告やe-Tax、ダイレクト納付などのキャッシュレス納付の拡大など、手続きのデジタル化で紙から電子へ納税者サービスの充実に向けた施策を確実に前進してまいります。どうか皆様方におかれましても、税務行政の良き理解者として、ご支援やご協力賜りますようお願い申し上げます。

他方、本年9月にデジタルを前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築する目的でデジタル庁が創設されました。マイナンバーカードはそのツールとなります。現在政府はマイナンバーカード取得促進に取り組んでおりますが、その取得率は全国平均で4割強といわれています。今後の取得者拡大がテーマとなりますが、未取得の方におかれましてはぜひ早めに市役所へ申請していただきたいと思っております。

また、令和5年10月から導入される適格請求書保存方式（インボイス制度）では、登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が、仕入税額控除の要件となります。本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請がスタートしております。税務署では同制度に関する研修会を開催しております。同制度をご理解され早めのご登録申請をお願いいたします。

最後になりましたが、公益社団法人石見大田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

## 「広島国税局業務センター 出雲分室」の設置について

広島国税局では、事務の効率化を目的として、申告書等の入力など、納税者の皆様や税理士の皆様などとの対面を伴わない事務について、以下のとおり「業務センター」を設置して集約処理します。

名 称	広島国税局業務センター 出雲分室
所 在 地	〒693-8689（専用郵便番号） 島根県出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎
対象税務署	石見大田税務署・出雲税務署・大東税務署
開 始 日	令和3年10月1日（金）

### 業務センター設置後の対応（10月1日～）



#### 1 書類の提出先（申告書、届出・申請書等）

提出方法	提出先
e-Tax（データ）	従来どおり所轄税務署
書 面 （郵 送）	「広島国税局業務センター出雲分室」
書 面 （窓 口）	従来どおり所轄税務署で受付を行います。 なお、税務署から業務センターへの移送処理などにより、 ご提出いただいた申告書等の処理に相応の日数を要します。

※ 書面により、ご提出される場合は、**業務センターへ直接持ち込みをすることは出来ません**ので、業務センターへ郵送により提出をお願いします。

#### 2 窓口対応（納税、納税証明書の交付、面接による個別相談等）

従来どおり、所轄税務署で行います。

なお、納税や納税証明書の交付については、電子（ネット）手続きが便利です！

#### 3 電話による税に関する一般的な相談

従来どおり、電話相談センターまでお問合せください。

#### 4 留意していただきたい事項（業務センターからの問合せ）

事務処理上、業務センターから納税者や税理士の皆様に対して、直接電話や文書により問合せをさせていただく場合がございます。

※ 業務センターの設置は、行政サービスの水準を維持しながら事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。



石見大田税務署



## 株式会社 スカイホテル



スカイホテル大田（本館）



NEWスカイホテル大田（別館）

### 会社概要

社 名 株式会社スカイホテル  
代表取締役 林 さゆり  
所 在 地 島根県大田市大田町大田イ381番地2  
設 立 昭和48年6月1日  
資 本 金 6,800万円  
従 業 員 数 21名（令和3年11月現在）

### 会社沿革

昭和48年6月 大田市久利町にて土木請負業外各種開業  
平成11年8月 スカイホテル大田（本館）をオープン  
平成14年2月 NEWスカイホテル（別館）をオープン  
平成18年11月 社名変更 株式会社スカイホテル  
住所を大田町へ移転



地元の皆様をはじめたくさんのお客様にご利用いただき、いつもありがとうございます。

1999年8月5日、有限会社安井起業ホテル事業部として、ビジネスホテル「スカイホテル大田」をオープン致しました。当時、この大田町内で8階建ての建物はめずらしく、また女性スタッフだけの運営も注目を集めました。客室はシングル52室・デラックスシングル5室・ツインルーム2室、全59室と多目的のホールを備えた、新感覚のバジェットホテルとなっております。バジェットとは、低料金の宿泊のみに特化したホテルの意味で、オープン当初は、自動チェックイン機という当時としては目新しい、最新の設備を投入し、少ないスタッフでも可能なホテル運営を目指しておりました。しかしながら、新しいシステムは中々お客様に浸透せず、苦慮することもあり、試行錯誤しながらお客様の為のホテルになるよう、サー

ビス内容も工夫しながら変化してまいりました。

そして2002年にNEWスカイホテル（別館）をオープンさせ、大きな会議や大会などの多人数の宿泊の受け入れを可能にすることができるようになりました。NEWスカイホテルは、35室有り全てのお部屋がシングルルーム仕様で、スカイホテル大田（本館）とはまた雰囲気の違うフロントで、お客様をお迎えしております。

社名も有限会社安井起業から株式会社スカイホテルに改名し、新たな一歩を踏み出したのが2005年。岩盤浴こころの建物も併設し、ご宿泊のお客様へのサービスを中心に地元のお客様にも愛される人の集う場所として岩盤浴と喫茶を兼ねたサロンも実現できました。しかし、残念ながら時代の流れと共に、岩盤浴の需要も影を落とし始めたのを機に施設を閉店し、かねてから必要であった駐車場を整備し現在の様子となっております。



シングル客室



岩盤浴こころ

当ホテルの特徴として8階に会議・展示会などでご利用いただけるホールがございます。

地元のお客様にスカイホテルをよく知っていたら、多目的ホール（スカイホール）ではたくさんのイベントを企画いたしました。

梅の花の時期やお月見の頃には、和装の社員でお抹席と会席弁当のおもてなし。

夏はビアホール、冬はクリスマスパーティーにたくさんのお客様にお越しいただきました。

毎年恒例のパーティーは、大好評で前売りチケットがすぐに完売するほどの人気ぶりでした。

このパーティーでの接客が、お客様を大切におもてなしする接客の基礎となり、笑顔で和やかなフロント対応へとつながりました。お蔭様でたくさんのお客様が増えたことが何よりの私共の宝となりました。

また、8階ホールでは、結婚披露宴や結婚式の2次会などでもご利用いただきました。

神楽付き宴会などご宿泊のお客様にも伝統芸能と宿泊をセットでご利用頂くなど、たくさんのお客様に喜んで頂きました。



神楽付き宴会と宿泊セット



結婚披露宴



しかし、100年に一度の新型コロナウイルスによるパンデミック。私たちのホテル旅館業も大きく様変わりを余儀なくされました。

8階ホールの利用は主にオンラインによる講演会の会場や、研修会など、この時代ならではの利用方法に変わりつつあります。

全館Wi-Fi完備、8階ホールもWi-Fiと有線LANなどでWeb会議に適したネット環境を整備しました。

フロントでは飛沫防止の亚克力板。マスク着用の接客。自慢の笑顔も半減してしまいそうでし

たが、スタッフ全員でこの危機を乗り越え、一丸となって感染対策の中お客様をお迎えしております。早く、落ち着いた日常が取り戻せる日を願いながら、お客様には目に見える安心安全をご提供し、ゆっくりとご滞在していただけるように日々努めております。

これからも、お客様の為の宿泊施設を念頭にサービス向上に努めて参りますので、皆様のご支援とご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

# インボイス制度のオンライン説明会に興味をお持ちの事業者の皆様！！

国税庁では、インボイス制度のオンライン説明会の過去の模様（アーカイブ）を用意しております。お手持ちのスマートフォンやパソコンでいつでもご覧いただけます。

インボイス制度のオンライン説明会では、「基礎編」と「テーマ別編」を開催しています。


## 基礎編

インボイス制度の概要について説明しています。【約40分】  
「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」（パンフレット）の基本的な部分を中心に説明します。

## こんな疑問をお持ちの方に /


- ▶ インボイス制度ってなんだろう。
- ▶ インボイス制度が開始されると何がかわるのかな。
- ▶ 今のうちに準備しておかないとかわかないことは何かな。
- ▶ 消費税の申告をしたことがないけど、関係があるのかな。
- ▶ 何か手続きしなければいけないのかな。

## 説明会の動画を是非ご覧ください！

 説明会模様  
(アーカイブ)



## 説明会の資料はこちら！

 説明会資料



※外部サイトに接続します。

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

説明会の模様や資料のほかに、申請手続きに関することやQ&Aなどインボイス制度のより詳細な情報などを掲載しています。

インボイス制度特設サイト



国 税 庁

# インボイス制度のポイント

## ポイント1 登録申請

適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。登録には申請が必要です（申請書はe-Taxにより提出可）。



## ポイント2 記載事項

適格請求書は、これまでの請求書や領収書に記載事項（登録番号、適用税率、消費税額）を追加するイメージです（受領者による“追記”は不可）。

請求書	
〇〇株式会社	株式会社 (T.1234...)
●年●月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円

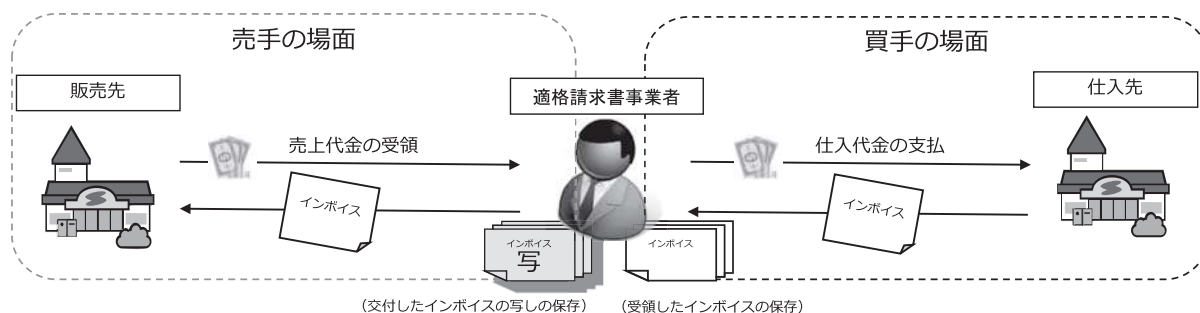
※は軽減税率対象

## ポイント3 売手の留意点

売手の場面において、登録を受けた適格請求書発行事業者には、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務があります。また、交付した適格請求書の写しを保存する必要があります。

## ポイント4 買手の留意点

買手の場面において、仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります。免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（経過措置あり）。



# インボイス制度対応に向けた準備のポイント

制度内容を理解の上、売手と買手のそれぞれの立場として準備が必要な事項を整理しておきましょう

## 売手としての準備

- 自身が行う取引について適格請求書の記載事項を満たす書類を整備（請求書、納品書、レシートなど）
- 適格請求書の交付方法（電子インボイスの提供など）を検討
- 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など
- 継続的な取引の相手先（買手）に対して、  
①登録番号、②適格請求書の様式や交付方法の認識共有など

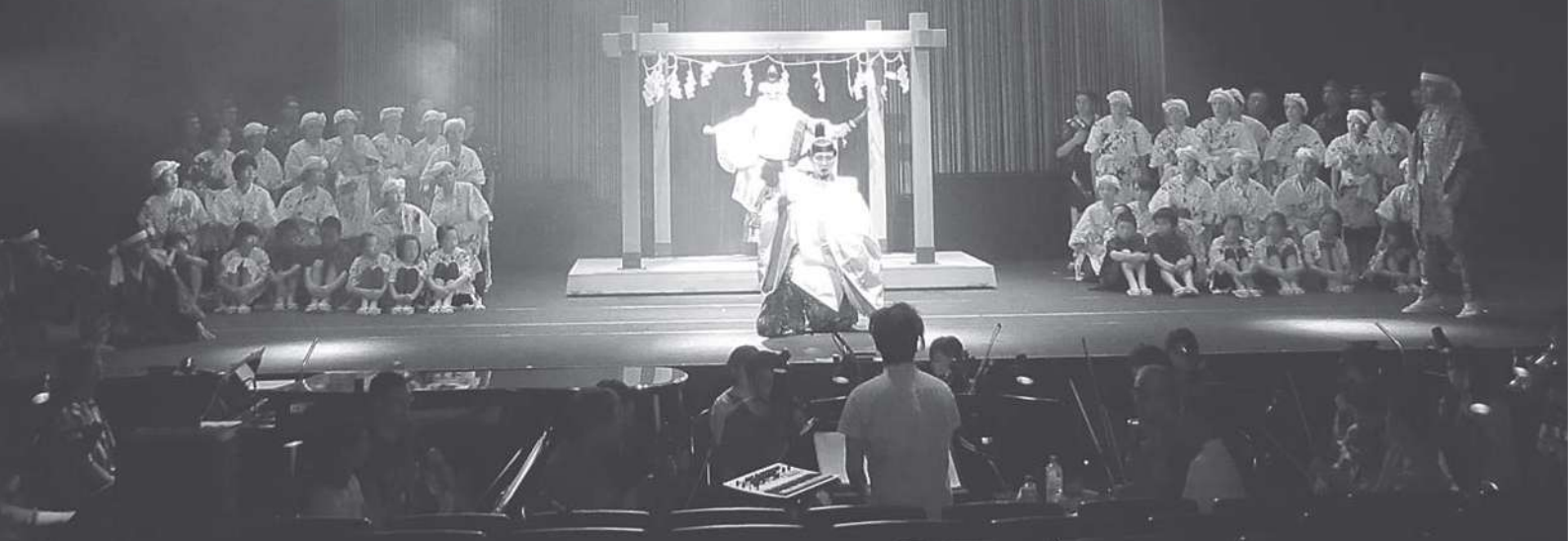
## 買手としての準備

- 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- 継続的な取引の相手先（売手）に対して、  
①登録の有無の確認、②適格請求書の様式や受領方法の認識共有など
- 適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施。

## 舞台の人・舞台を支えた人

共に創った

# オペラ 石見銀山



2015年秋、石見銀山の歴史を題材にオペラを制作し、「銀山の魅力を美しい音楽で発信しよう！」と銀山でオペラの題材となるストーリー探しを始めました。

暗中模索の中、東京大田市人会に出席した折、世話役の方から「世界遺産登録を機に大屋神楽社中の足立均さんが創作された石見神楽「於紅谷」が面白いのでは…」とのご意見を頂戴しました。

『神楽』と『オペラ』の共演、この企画が実現すれば世界初のオペラが誕生するっ！心が躍りました。

地元コーラスグループを中心にこの「世界遺産の在るまちで世界初のオペラを創る」という夢のある構想に心動かされたメンバーが集い、青年団体も賛同、早くもその年の暮れには初雪の石見銀山のオペラハウスにて、オペラユニット「ザレジェンド」と発起人・実行メンバー70名が集まり、実行委員会が立ち上がりました。

2016年、オペラ「石見銀山」を翌年7月2日の世界遺産登録10周年に合わせた記念事業として開催しよう

と、時間のない中、春には合唱団募集、原作を元にしたプロによるシナリオの制作、夏には楽曲の作詞・作曲が為されました。7月2日には、一年後の開催に向け、青年部の企画準備により、発起人・出演者、東京から迎えた大田市人会の役員さんとの初顔合わせを兼ねた式典が、あすてらすホールにて盛大に執り行われました。

それまでに実行委員は夢を追いつつ、協賛金集めや合唱団員集めに一生懸命汗を流しました。

演出家から製作を依頼された衣装もデザインが想像以上に前衛的でどうなることかと思いましたが、若き芸術家の着想を信じて、自分たちで作りました。反物で送られた生地を裁ち、ペンキでしぶきのように殴り描きし、乾くと綺麗に液を吹きかけ、プリーツをたたみ2枚ずつ蒸し器にかけ、また絞って2、3日干すといった作業を、台本だけでは見えない舞台を想像しながらワクワクした気持ちで行いました。

また、少しでも舞台上がる人の力になればと、リハーサル時には女声コーラス花音のメンバーを中心



に、舞台に関わるすべての人の昼食・夜食の用意と手作りの炊き出しを行いました。

本当に沢山のひとの想いで結実した立派な舞台！

上で演じる人、下で支える人と共に初演を迎え、本当に沢山のひとの想いで結実した立派な舞台！

ブラボー・ブラボーと鳴りやまない声援に、私達も安堵と感動を味わいました。

地元合唱団、そして子ども達も立派な演技を魅せてくれました。プロとの共演を通じて、共に歌い、表現し、音楽を通して素晴らしい感動と学びの機会を得たことと思います。

青年部のメンバーも黒子役や舞台スタッフとして、日頃接することのない舞台を経験されました。

その後、オペラ「石見銀山」は一流舞台での東京公演を2度も果たし、成功を収めました。このオペラには話題性があり、全国に石見銀山の歴史を発信しPRにつながることを実感できました。

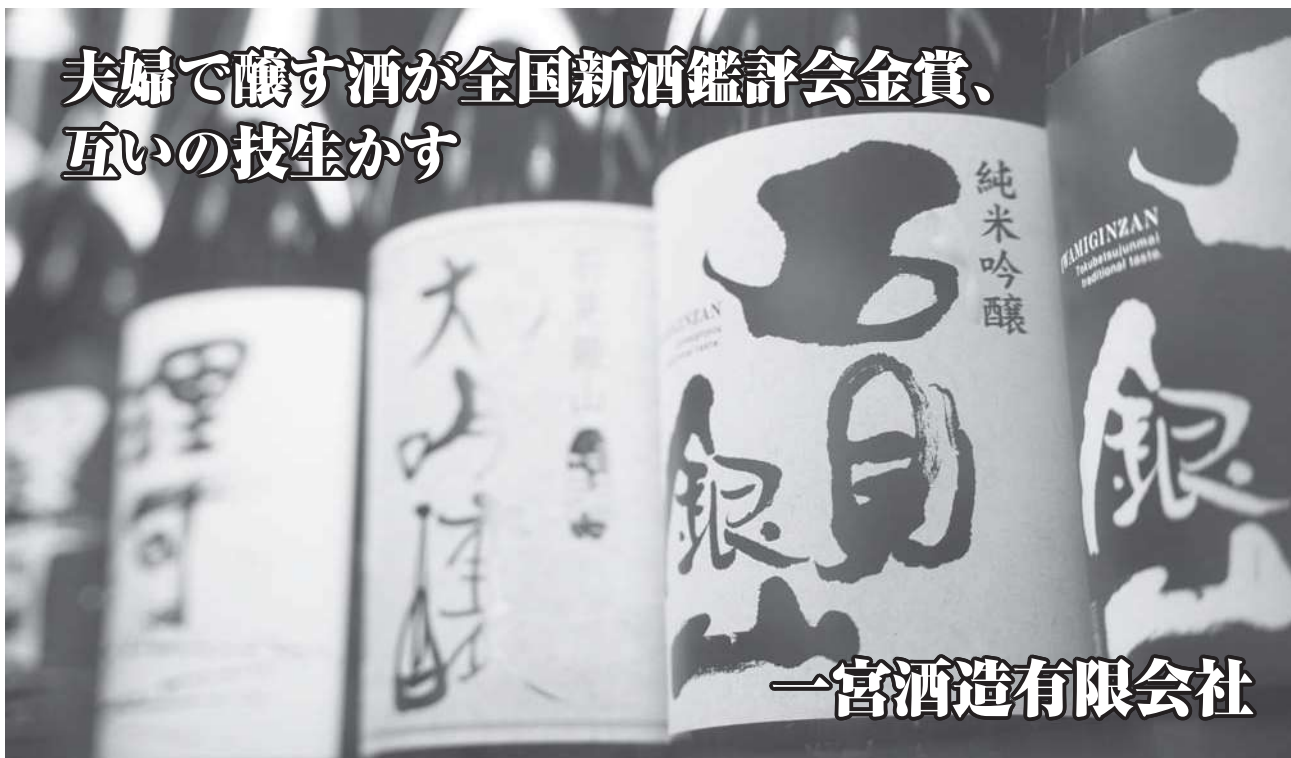
そういったこれまでの実績が認められ、この秋実行委員会は『松江ツーリズム研究会 観光大賞』の受賞に至りました。この活動を続けてこられたのは、周囲の皆様のご支援あってこそのものであります。改めて目に見えない初めてのオペラ制作に協賛くださった皆様に感謝申し上げます。

来年は世界遺産登録15周年を迎えます。実行委員会としても、何かせねばと春までに企画を練り上げるべく検討を重ねています。

私たちの願いは、このオペラ「石見銀山」が大田市民の皆さんの力でこの先もずっと受け継がれ、大田市の立派な文化財として市民に親しまれ愛されながら、節目節目で開催されていくことです。

今後とも少しずつ世代交代しながら、舞台の上に立つ人、なくてはならない舞台の下で支える人の「和」と「輪」が広がってゆくことを願っております。

# 夫婦で醸す酒が全国新酒鑑評会金賞、 互いの技生かす



## 一宮酒造有限公司

大田市の三瓶川沿いにある一宮酒造の創業は1896年（明治29年）、120年余り続く造り酒屋です。代表銘柄は世界遺産の「石見銀山」です。経営理念である【日々挑戦！】のもと、既存の考えにとらわれず、様々な新しいことにも取り組んでいます。地元の特産物を活用した商品開発に力を注ぎ、伝統日本酒はもちろんのこと、瓶内二次発酵技術による発泡清酒「雪香」や、薔薇酒・梅酒・ゆず酒・りんご酒などのリキュールの製造も行っています。また、製造部門以外では全酒類・飲料の卸・小売り業務を営んでいます。

### 女性杜氏「造り手」

創業以来、長い間但馬杜氏が酒造りを担っていましたが、平成25年3月、東京農業大学醸造学科を卒業した私（理可）は、家業を継ぐために帰省し前杜氏の元で酒造りの修行をはじめました。3年の修業の後、日本酒が取り持つご縁で結婚した夫（<sup>さとし</sup>怜稀）と二人三脚での酒造りが始まりました。

日本酒造りで一番重要とされる「麴造り」、雑菌の繁殖を防ぐために衛生管理を徹底、昼夜惜しまず麴造りのノウハウをベテラン杜氏から学び、

島根県産業技術センターとも連携し技術研鑽にも努めています。

平成29年から私自身が杜氏となり、造り手の平均年齢が30歳代と若返り、1つ1つの作業を手作業（手間暇を惜しまず）にこだわり、女性杜氏らしく細かな部分にも目を配り手指の繊細な感覚を磨きました。『料理を引き立て、人と人との輪を繋ぎ、笑顔あふれる食事を楽しんで頂くお酒を』との思いで日本酒の醸造を行っています。

今後も若いからこそできるチャレンジ精神を忘れず、時代のニーズに応えられる酒造りに邁進し、若い世代の皆様にも、日本酒の魅力を伝えられるよう夫婦で情熱を傾注してまいります。一人でも多くの方に、私たちが真心こめて醸したお酒を楽しんで頂けるよう精進してまいります。





## 大田市で復活させた 幻の酒米「改良八反流」 かいらりょうはったんながれ

酒米「改良八反流」は、過去には島根県内でも栽培されていましたが、穂が高く倒伏しやすく栽培が難しいため姿を消していました。今から20年余り前、地元の「酒米」・「仕込み水」を使って地米酒を造ろうと大田市・J A・酒米生産者・蔵元が中心となり、島根県農業技術センターに保存されていたわずか150gの種から1年の歳月をかけて種を増やし、その種を提供していただき大田市の酒米生産農家の皆様によってこの幻の酒米を復活させました。

この酒造好適米「改良八反流」は、純米吟醸酒・特別純米酒・発泡清酒「雪香」の原料米として使用しており弊社の定番商品として多くのファンの皆様に喜んで頂いております。

## 全国新酒鑑評会「金賞」受賞

令和2年3月、夫婦二人三脚で醸造するようになって初めて全国新酒鑑評会に出品し、「石見銀山大吟醸」が入賞しました。(令和2年は、新型コロナウイルス感染拡大を受け金賞酒は選定せず)

そこでの分析結果をもとに試行錯誤を重ね、令和3年5月全国新酒鑑評会では「金賞」を受賞することができました。また、同年10月広島国税局清酒鑑評会「純米酒」部門においても優等賞を受賞致しました。



## 歌舞伎座との提携

令和2年10月大田商工会議所は、歌舞伎座（東京銀座）で販売事業などを行っている「歌舞伎座サービス(株)」と商品開発などで提携し、大田市の特産品を歌舞伎座などで販売する大きなプロジェクトが動き出しました。

新型コロナの感染拡大による影響で、通常営業できるまでにはかなりの時間がかかりましたが、その間も弊社では歌舞伎座とのコラボ商品の開発を進めてまいりました。お酒のデザインは栃木県宇都宮市の画家「こかわらいずみ古河原泉」さんに依頼、伝統的な日本らしさと、平面構成で浮世絵感×モダンぽさが同居した楽しい雰囲気 연출した折り紙風のラベルデザインを採用、中身のお酒は令和3年度全国新酒鑑評会で金賞を受賞した「大吟醸酒」を限定発売（300本）いたします。また、今後は定番商品として歌舞伎の配役である「荒事」「女方」「敵役」などをイメージしたデザインでシリーズ化し、セット商品（ギフト）としても販売を開始してまいります。全国で初の試みとなる歌舞伎座との提携により、人口減少やコロナ感染拡大によって需要が落ち込む中、販路拡大に積極的に取り組んでまいります。



## なぜ井戸平左衛門は サツマイモを選んだのか？

石見銀山資料館館長 仲野 義文

**代**官井戸平左衛門をモデルとした土橋章宏氏の小説『いも殿さん』の文庫本が刊行された。解説文を楫野弘和大田市長が寄稿し、帯には「映像化熱望!!」とある。かつて土橋氏の『超高速！参勤交代』が映画化されたこともあって本書のそれにも期待がかかる。もとより実現には地域の盛り上がり不可欠である。大田市民の皆様の奮起を期待したい。

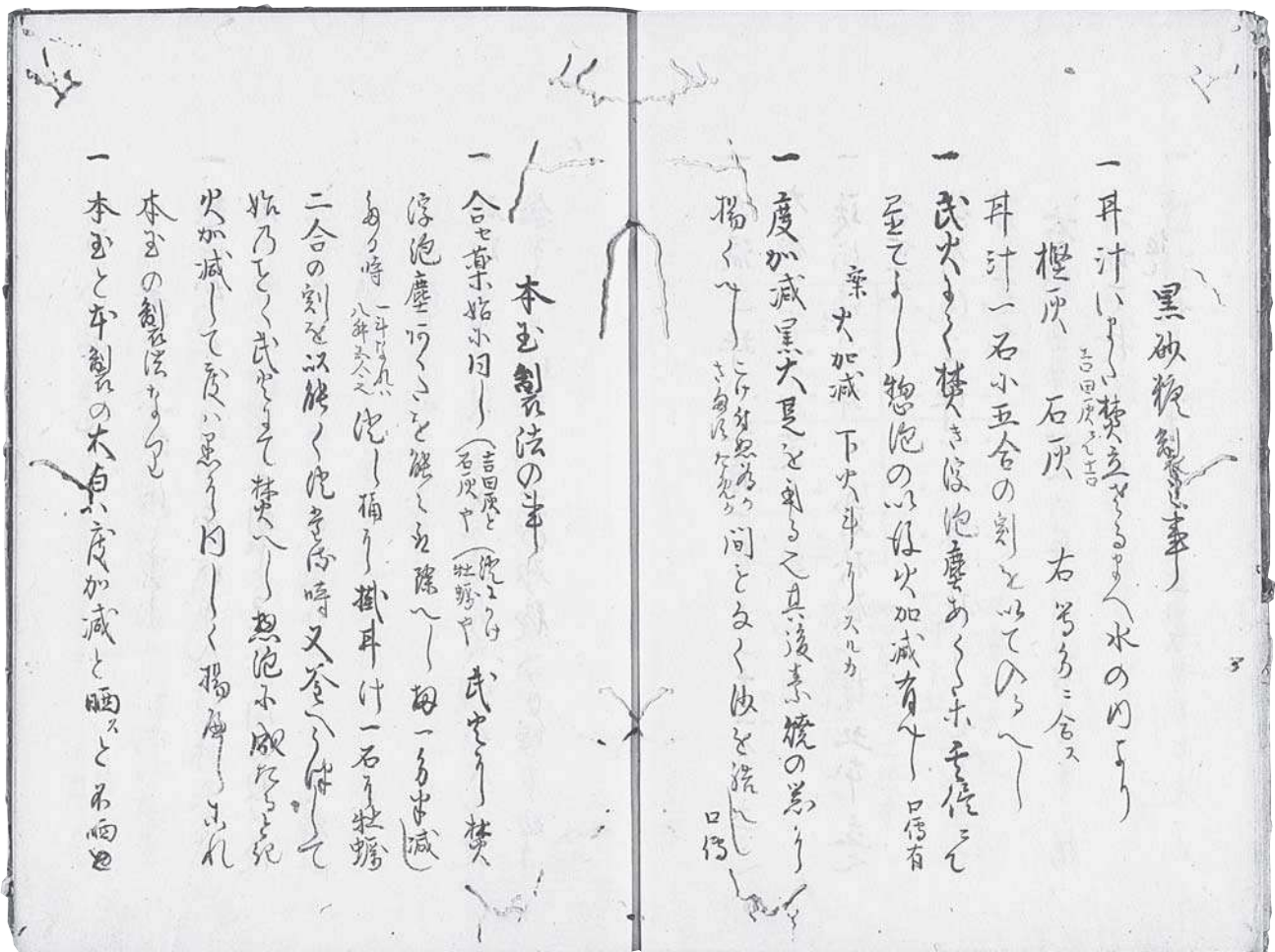
**と**ころで、私がかねてから平左衛門がなぜ救荒作物としてサツマイモを選んだのか、という疑問がある。薩摩国（鹿児島）で栽培されていたとはいえサツマイモは異国原産の植物であり、国産の別の植物という選択肢も考えられるはず。だが、彼が選んだのは言うまでもなくサツマイモであった。そこで、あらためて当時の政治環境を考えてみると、ある人物のことが浮かび上がる。それは八代将軍徳川吉宗である。吉宗といえば松平健主演の時代劇『暴れん坊将軍』で有名だが、改革派将軍としても歴史の教科書に必ず登場する。この人物の政治を読み解くことでサツマイモの謎が明らかになるのである。

**八**代将軍徳川吉宗は幕政改革として「享保の改革」を実施したが、その主な目的は財政再建であった。年貢米の増収を狙った武蔵野新田の開発はその代表であるが、このほか対外貿易による金銀流出を抑制する観点から輸入作物の国産化（輸入代替政策）を奨励した。新井白石『折りたく柴の記』によると「慶長より此かた我国にて造られし金銀の大数にくらべ見るに、金は四分が一をうしなひ、銀は四分が三をうしなう」と、金で4分の1、銀で4分の3が海外に流出したという。そこで吉宗はこれまで海外から輸入してきた産物の国産化を奨励したのである。その代表的な産物がすなわち朝鮮人参と砂糖であった。

**朝**鮮人参は漢方薬として人気があり、当時は対馬藩宗氏を通じて朝鮮国から輸入した。宝永7年（1710）には朝鮮人参を購入するための専用銀貨である「人参代往古銀」をわざわざ鑄造したほどであった。輸入額は価格の上昇もあって年々増加し、正徳4年（1714）から享保8年（1727）には銀1431貫が人参代金として朝鮮に支払われている。ちなみに、この額は17世紀末に鑄造された新銀貨

の実に10%に相当した。このような状況のなか幕府は朝鮮人参の国産化を図るため対馬藩を通じて人参種を取り寄せ、日光の薬草園にて栽培を行なったのである。享保3年（1722）から研究を進め、同13年（1732）、日光御薬園で初めて人工栽培に成功した。種子は幕府を通じて諸藩に配布されたのち、元文元年（1736）には一般にも頒布された。

人参の国産化の成功事例は松江藩である。安永2年（1773）、国元での栽培を開始し、文化2年（1807）小村茂重が人参栽培に成功している。松江藩の人参畑は領内に22ヶ所存在したが、その1つに三瓶があった。三瓶山では安永7年（1778）、銀山領久喜原村（現美郷町君谷地区）の広右衛門が三瓶山での人参栽培の許可を代官所に願っている。このとき、広右衛門が代官所に提出した願書によると、元来三瓶山には、三瓶人参という在来薬用人参があり、白朮・蒼朮・桔梗・芍薬等の薬草多く、医家たちはこれを採取し用いていた。また、黒ボクの土壌が人参栽培に相応しく、栽培候補地の近くには浮布池という大池があり、朝暮



「甘蔗の作り方」

国立国会図書館デジタルコレクション

には霧が立覆い、かつ東西の日当たりも良く、海辺からは十里ほど隔たって寒所で、人参栽培には至極適地である点を述べている。なお、広右衛門の事績を記した「林政満伝」(明治27年)によると出願から2年後に三瓶山での人参栽培を行い、追々増産して巨利を得たと伝えているが、詳細は不明である。

**砂糖**もまた18世紀半ばまでは国内で自給できず多くを輸入に依存した。17世紀半ばにおいて中国船からもたらされる砂糖類(白砂糖・黒砂糖・氷砂糖)は年平均で15tにも達しており、オランダ船分を含むと相当量に及んだ。モンテスキューは『法の精神』において中国の日本への砂糖の輸出利益は実に1,000%もあったという。

**吉宗**は享保8年(1727)、金銀流出の抑制のため砂糖の輸入制限し、さらに琉球からサトウキビの苗を入手して国産化に向けて浜御殿と江戸城内で試作させた。その後、武蔵・駿河・長崎で実験栽培を実施し、享保11年(1730)には磯野政武が黒砂糖の生産を成功させた。幕府はこの成果をもとに各大名にサトウキビの苗を頒布して栽培を奨励し、これにより全国に広まったのである。

**吉宗**の功績もあって18世紀には砂糖の産地化が進み、薩摩・大隅のほか讃岐、紀伊、和泉、伊予、備前、備中、備後、遠江、駿河などで生産されるようになる。特に讃岐・高松の両地域は大坂に集荷される砂糖の50%のシェアを誇った。また19世紀初頭の江戸に移入される砂糖の70%が国内産であったという。

**さて**、サツマイモについてもこのような吉宗による輸入代替政策の延長線上にあるものとみることができる。なぜならサツマイモもまた砂糖や朝鮮人参と同様異国産の作物であるからである。

**サツマイモ**は元来メキシコ南部からペルーにかけての地域を原産地とする植物で、ヨーロッパには15世紀末、有名なコロンブスにより伝えられたとされている。アジアにはガレオン船(アカプルコ〜フィリピン間の定期船)によりフィリピンに伝播し、16世紀末には中国にもたらされたという。琉球では17世紀初めに野国総管が中国福建省から苗を持ち帰ったことで栽培が始まり、やがて薩摩や肥前平戸(長崎県)でも栽培が行われるようになった。本州には我らが代官井戸平左衛門が甘藷先生である青木昆陽よりも3年早く栽培を広めている。

**ところで**、サツマイモについては「蕃薯起立」のよると「蕃薯に十三の勝れたる能あり」とし、①一畝で数十石出来る、②色白く甘い、③薯蕷と同じ薬効がある、④茎を切りて種とし、一茎が翌年には数百畝に植えることが可能となる、⑤茎葉は土に附いて節に根が出来るため雨風に損じない、⑥穀物の代用になり飢饉の災いを逃れる、⑦菓子同前に盛物になる、⑧酒になる、⑨干し粉にして餅になる、⑩生にても煮ても食べられる、⑪土地の費えなく利多く作り易し、⑫春夏植えて9・10月に収穫でき、土を掛け捨て置いてもよく出来る、⑬蝗の害を受けない、など救荒作物として優れた特性が述べられている。とくに石見国のような山がちで、耕地が少なく食糧自給率の低い地域では、

生産性の高いサツマイモの導入は、根本的な飢饉対策として期待される作物であったといえる。

**あ** らためて井戸平左衛門によるサツマイモの導入を考えてみると、これまで述べたようにそこには将軍吉宗の輸入代替政策との関係性を見出すこ

とができる。初伝では大森町の禅寺栄泉寺に滞在中の僧からサツマイモの情報を偶然聞いたとされるが、ただ異国産品の国産化という時代的な流れを踏まえるならば、平左衛門が救荒作物としてサツマイモを選んだことは偶然というよりもある意味必然であったのではないだろうか。



「重刻甘藷記」

国立国会図書館デジタルコレクション

# ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は  
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら  
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



## 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



## 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データを  
利用して自動入力



## 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

＼相談はチャットボットや電話でもできます！

### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

# 令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

## ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、**マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！**

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

ICカードリーダライタ  
がなくてもOK



## スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、**金額や支払者情報などが自動で入力されます！**



## スマホ専用画面の対象範囲が拡大

### スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

#### 【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**  
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) **NEW**

#### 【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

## 確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの  
動画をご案内しています

動画で見る確定申告

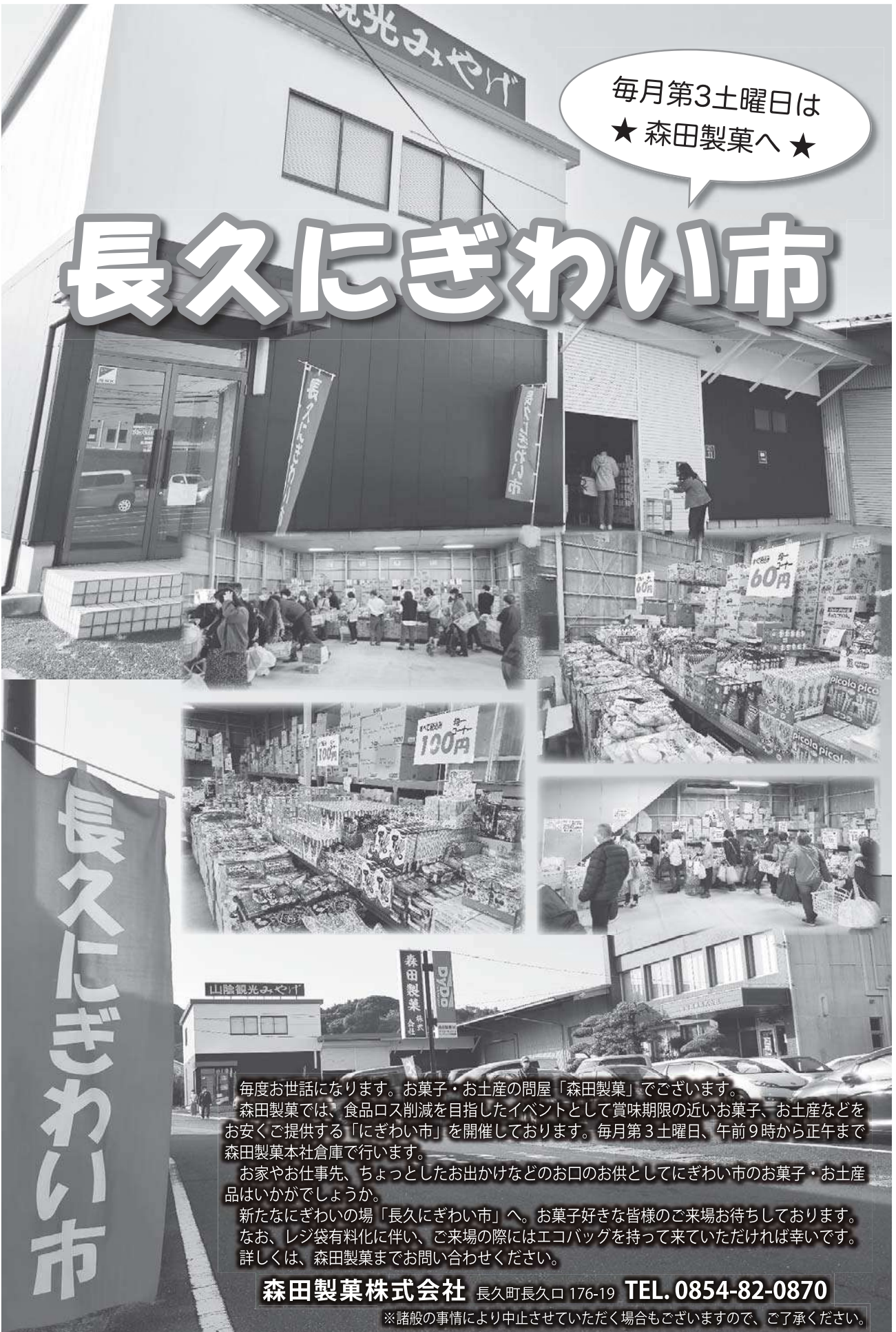


・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。  
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。  
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

R3.9

毎月第3土曜日は  
★ 森田製菓へ ★

# 長久にぎわい市



長久にぎわい市

毎度お世話になります。お菓子・お土産の間屋「森田製菓」でございます。  
森田製菓では、食品ロス削減を目指したイベントとして賞味期限の近いお菓子、お土産などをお安くご提供する「にぎわい市」を開催しております。毎月第3土曜日、午前9時から正午まで森田製菓本社倉庫で行います。  
お家やお仕事先、ちょっとしたお出かけなどのお口のお供としてにぎわい市のお菓子・お土産品はいかがでしょう。  
新たにぎわいの場「長久にぎわい市」へ。お菓子好きな皆様のご来場お待ちしております。  
なお、レジ袋有料化に伴い、ご来場の際にはエコバッグを持って来ていただければ幸いです。  
詳しくは、森田製菓までお問い合わせください。

**森田製菓株式会社** 長久町長久口 176-19 TEL. 0854-82-0870

※諸般の事情により中止させていただく場合もございますので、ご了承ください。





# あ・な・ご・め・し の 啓発グッズ・のぼり旗を寄贈



- あ** …安心フィルターを必ず利用
- な** …なりすましや乗っ取りにご用心
- ご** …誤解しないで!「無料」の落とし穴
- め** …迷惑メールに返信しない
- し** …知らない人と、直接会わない

7月14日、長久小学校において、インターネットによるトラブル・犯罪から子ども達を守るために、大田警察署、大田市防犯協力会、当法人会が作成した防犯啓発のための標語「あなごめし」の防犯グッズの贈呈式がありました。

大田警察署の田邨署長や当会森田会長が、児童代表と大田市PTA連合会会長にのぼり旗と除菌ウェットティッシュを贈り、児童代表からは「インターネットを利用する時は、あ・な・ご・め・しの約束を守ります」、PTA連合会会長からは「家庭でのルールづくり、ペアレンタルコントロール機能の活用など、保護者としての責任を自覚し、

子ども達を守っていきます」との決意表明がありました。

昨年度のポスターとクリアファイルに続く贈呈で、今回も大田市特産のあなごにちなんだ標語「あ・な・ご・め・し」が使用され、大田市内の小中学校や高校計26校に寄贈されました。

また、同30日には、大田警察署において、市内携帯電話販売店と警察が協働して子ども達のネット犯罪被害等の防止対策を推進するため、田邨署長と森田会長から、ドコモショップ大田店、a u ショップイオンタウン大田、ソフトバンクイオンタウン大田に防犯グッズが贈呈されました。

## 経理に関するお悩み ▶▶▶ 電子帳簿等保存制度で経理のデジタル化

### こんなお悩み、ありませんか？

- 「もっと経理を楽にやりたい」
- 「経営状況をリアルタイムに把握したい」
- 「わざわざ出勤して請求書等を処理している」

### そのお悩み、電子帳簿等保存制度が解決！

(できることの例)

- もっとスピーディーに経理処理できる
- 経理のデジタル化を通じて生産性を向上
- 経理担当のテレワーク推進

### Q. そもそもどんな制度？

A. このような場合に関するルールを定めています。

- 会計ソフトで作った帳簿を、プリントアウトせずにデータのままで保存
- 経費の領収書やレシートをスマホで撮影して経理処理・保存

### Q. 具体的に何が便利に？

A. このようなことができるようになります。

- 紙をファイリングする手間や保存スペースが不要に
- 日付や取引先名で検索できるので、探したい書類がすぐに見つかる
- データ上で経理処理ができるので、経理担当もテレワークができる

### Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. いいえ、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいてデータのままで保存していただく必要があります。

詳しくはコチラ

国税庁 電子帳簿保存法



## 電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

### ① 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下、データのままで保存等ができる〔平成10年度税制改正で創設〕

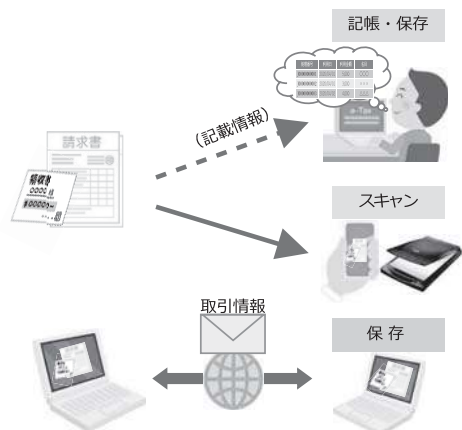
### ② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる〔平成17年度税制改正で創設〕

### ③ 電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合には、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要〔平成10年度税制改正で創設〕

#### 主な要件



電子帳簿等  
保存

スキャナ  
保存

電子取引  
データ保存

- 電子保存する場合の基本要件
  - ・ モニター・説明書等の備付け
  - ・ ダウンロードの求めへの対応
- 優良な電子帳簿の要件
  - ・ 訂正削除履歴の保存
  - ・ 帳簿間での記録事項の相互関連性
  - ・ 検索機能

- 真実性の確保 ※電子取引データ保存は下線のみ
  - ・ 入力期間の制限（受け取りから最長約2か月）
  - ・ 一定水準以上の解像度
  - ・ バージョン管理（訂正削除履歴の保存）
  - ・ タイムスタンプ等（電子取引については、訂正削除防止に関する事務処理規程等でも可）
- 可視性の確保
  - ・ 帳簿との相互関連性
  - ・ モニター・説明書等の備付け
  - ・ 検索機能

## 電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度税制改正の概要）

○ 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）。

### (1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

改正前	改正後
① ○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	○ 承認制度を廃止し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
② ○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿（※1）について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する（※2）。 <small>（※1）所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 （※2）ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。</small>
③ ○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（現行のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じるための要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、電子データのまま保存することを可能とする（紙を印刷しての保存は不要）。

### ○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前】

正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	10万円

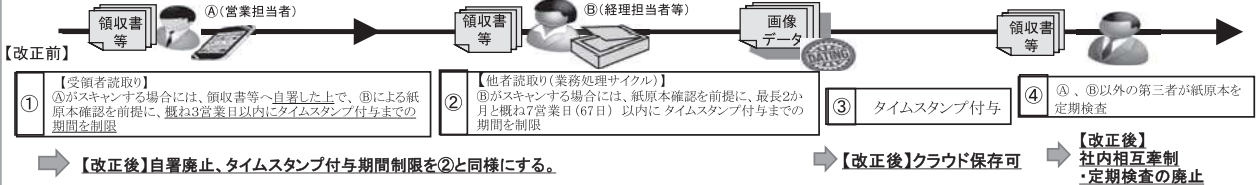
▶【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

### (2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度（スキャナ保存制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

改正前	改正後
① ○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に税務署長の承認が必要。	○ 承認制度を廃止し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 <small>（※）要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない（有恕あり）取扱いとする。</small>
② ○ 原本とスキャナの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には受領者が自署 ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与（営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内） ・紙の原本とスキャナ画像とが同一であることを社内や税理士等がチェック（社内相互牽制・定期検査）	・領収書への自署は廃止 ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一（電子取引も同様） ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化 ・紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック（社内相互牽制・定期検査）は不要化
③ ○ 改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない（例：定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない）。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重（電子取引についても同様）。

#### 《業務フローのイメージ（一般的な流れ）》



### (3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

#### 【改正前】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定

#### 【改正後】①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

・保存義務者が、税務職員が質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする（電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様）。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

（注）上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない（有恕あり）こととする。

## 電子帳簿等保存における留意点

### 1. 制度の対象となる帳簿の範囲（法4①、規2①） 帳簿等

- 訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データでの保存が可能になった。
  - ① モニター・説明書等を備え付けている
  - ② 当局による「ダウンロードの求め」に応じることができる
- ただし、申告所得税・法人税に関する帳簿のうち電子保存が可能なものは、**正規の簿記の原則**（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿のみに限定されている。

申告所得税 法人税	「正規の簿記の原則」に従って整然かつ明瞭に記録されている帳簿のみ対象 ⇒ 貸借対照表(B/S)まで作れる帳簿であることが必要
その他	全ての帳簿を電子保存可能

### 2. 「ダウンロードの求め」に応じることの意義（取扱通達4-14） 帳簿等 スキャナ 電子取引

- ①税務職員からのダウンロードの求めに応じられる状態で電子データの保存等を行い、かつ、②実際にダウンロードの求めがあった場合にはその求めに応じることを行う。
- 職員が求めた**全ての電子データ**の提出に応じる必要があり、そのデータにおいて**通常出力可能な範囲で、求めに応じた方法**（例えば出力形式の指定）で提出する必要がある。  
 （満たさないケースの例）
  - ・ 求められた帳簿データのうち、一部について電子データの提出に応じられない/応じない
  - ・ CSV形式で出力できるにもかかわらず、検索性等に劣る他の形式で提出する

## 電子帳簿等保存における留意点（つづき）

### 3. 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置（法8④、規5） 帳簿等

- 所得税・法人税・消費税に関する帳簿について、モニター・説明書等の備付け等の基本的な事項に加え、①～③の**全て**を備えている場合には、**その帳簿に関連する過少申告**があっても過少申告加算税が5%軽減される。
  - ① 訂正削除履歴の保存
  - ② 帳簿間の相互関連性
  - ③ 取引等が日付・金額・相手方に関する検索機能

#### 注意点

- 適用を受けるためには**作成すべき帳簿全てについて上記①～③を満たす必要がある**（帳簿QA問36）  
 （注）所得税・法人税については青色申告帳簿全てであり、仕訳帳・総勘定元帳のみならず、売掛帳・買掛帳・固定資産台帳なども要件を満たすことが必要
- 帳簿に関連のない非違（例：個人の一時所得・所得控除に関する非違）は軽減措置の対象外（取扱通達8-2）
- 軽減措置の適用を受けるためには、**あらかじめ届出書を提出している必要がある**（取扱通達8-4）

## 加算税軽減措置の適用開始時期に関する留意点

帳簿等

優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の軽減措置は、**令和4年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税に適用**

▶ 令和3年分(個人)や令和3年10月末決算期分(法人)から適用されうるが、注意が必要

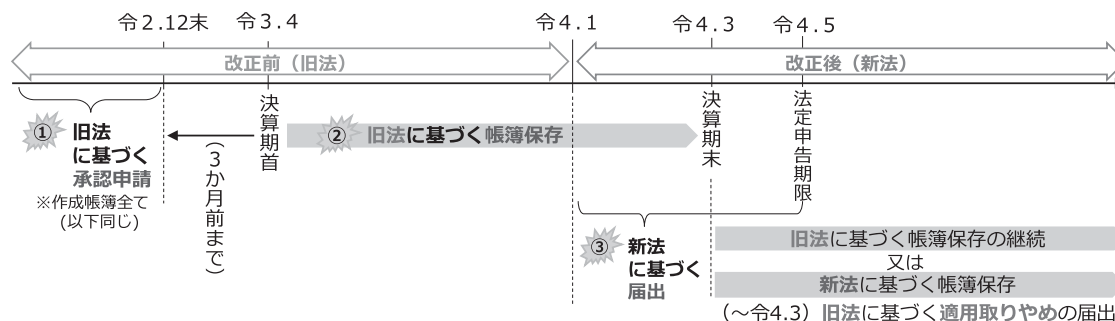
### 注意

令和4年1月よりも前に開始する課税期間について適用を受けるためには、作成している全ての帳簿について、その課税期間が始まる前に税務署長の承認を受け、改正前の要件に沿って電子帳簿を保存していることが必要（例えば、仕訳帳・総勘定元帳のみ承認を受けている場合は不可）

改正前の実態を踏まえると、以下の手順を踏み、令和5年1月以降に法定申告期限を迎える**令和4年分(個人)や令和4年12月決算期分(法人)から適用を受けることが一般的。**

- ① 令和4年1月以降、**全ての帳簿について最初の記録段階から優良な電子帳簿として保存等を開始**
- ② その課税期間に対応した法定申告期限までに**加算税軽減の適用を受ける旨を記した届出を提出**

(参考) 3月決算法人が令和4年3月決算期分で軽減措置の適用を受けるためには



## スキャナ保存に関する留意点

### 1. スキャナ保存におけるタイムスタンプ付与に代えられる措置（取扱通達4-28） スキャナ

- 解像度・バージョン管理・帳簿相互関連性などの要件に加え、以下の要件を満たすことが必要。  
 (従来) 各データへのタイムスタンプ付与  
 【改正】タイムスタンプ付与 又は スキャンによるデータ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを客観的に確認できる場合には**タイムスタンプ付与に代えることが可能**

タイムスタンプ付与の代替要件なので  
**「ある時点以降に変更を行っていないことの証明」というタイムスタンプが果たす機能が必要**

以下を通じて、データ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを客観的に担保できる仕組み

- 自社システムから時刻の改ざんが不可能
- 時刻データはNTPサーバ（ネットワーク上で現在時刻を配信するサーバ）と同期して取得
- スキャンデータが保存された時刻記録や、その時刻が変更されていないことが確認できる

(注) これらを満たすものとして、通達では「他者が提供するSaaS型クラウドサービス」を例示

### 2. スキャナ保存データ等に関して仮装隠蔽があった場合の重加算税10%加重 スキャナ

- 加重対象となる不正の例（通達8-21） 電子取引

スキャナ保存	電子取引データ保存
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合</li> <li>● スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合</li> <li>● 通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保存している電子取引データを直接改ざんした場合</li> <li>● 電子取引データの作成段階で不正があった場合</li> <li>● 通謀等により相手方から受領した架空の伝取引データを保存している場合</li> </ul>

1. 令和4年1月1日以降にやりとりした電子取引データの保存に関する要件

(1) 改ざん防止のために以下のいずれかを満たす

- A. タイムスタンプが付与されたデータを受け取る。
- B. 受け取ったデータにタイムスタンプを付与する。
- C. データの受け取り・保存を訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。
- D. 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



(2) その他の要件を満たす

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

注意点

従来のようにやりとりしたデータを紙出力した書面のみを保存する方法は認められておらず、やりとりした電子取引データ自体を上記要件を満たして保存する必要があります。

2. よくある質問

Q. 同じ内容について紙とデータの両方受け取った場合、その両方について保存しておく必要はあるか。

A. 電子取引データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、電子取引データに書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が含まれている場合等には、いずれについても保存が必要になる。

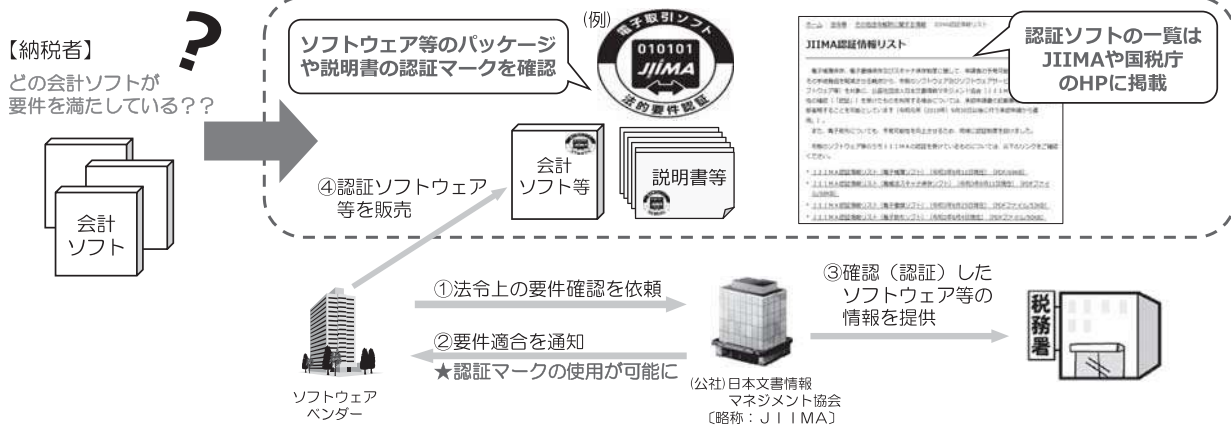
Q. 受領したデータを一旦紙に出力し、それについてスキャナ保存を行うことにより保存することは認められるか。

A. 他者から受領した電子データとの同一性が十分に確保できないことから、真実性確保のための要件（改ざん防止要件）が課されていない出力書面等による保存措置が廃止されたところであり、この出力書面による保存自体が認められないこととなったため、その出力書面をスキャナ保存することも認められない。

システム等の要件適合性に関する確認方法

- 帳簿等
- スキャナ
- 電子取引

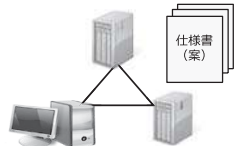
1. 市販のソフトウェア等に関する要件適合性の確認方法（JIIMA認証）



2. 自社開発システム等に関する要件適合性の確認方法（相談窓口）

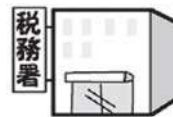
【納税者】

自社専用のシステムを構築するけど要件を満たしている？



① 受託開発されるシステムや自社開発するシステムの要件適合性に関する質問・相談

② 質問・相談に対する回答・確認等



相談窓口等は  
国税庁HPで案内

電子帳簿保存及びスキャナ保存制度における要件適合性に関する事前相談窓口のご案内

電子帳簿保存及びスキャナ保存を目的とするため、電子帳簿において信頼性確保が求められるシステムや帳簿の作成・保存に、電子帳簿保存法における要件適合性に関する事前相談窓口が設けられています。

内閣府・国税庁、国税庁HPにて案内しております。

相談窓口	相談時間	相談内容
国税庁 電子帳簿保存課	月曜～金曜 9時～17時	要件適合性の確認、システム構築のアドバイス
地方支庁 電子帳簿保存課	月曜～金曜 9時～17時	要件適合性の確認、システム構築のアドバイス
地方支庁 電子帳簿保存課	月曜～金曜 9時～17時	要件適合性の確認、システム構築のアドバイス

※ 要件適合性に関する一時的に限り相談窓口が設けられており、具体的な要件適合性の確認については、国税庁HPの「電子帳簿保存法に関するお問い合わせ先」をご覧ください。

安心できると、  
新しい未来が見えてくる。



37万社の中小企業を支える責任。

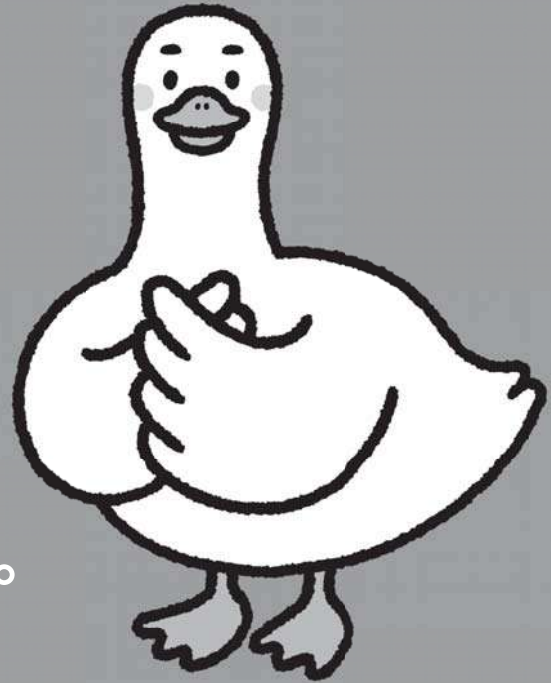
**DŌDO** 大同生命

山陰支社 出雲営業所/  
島根県出雲市堀治善行町12-2(中村ビル3F)  
TEL 0853-21-4552

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW  
介護状態に合わせて保障する

アフラックの  
しっかり頼れる  
介護保険



今からはじめましょう。  
アフラックから、  
しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク  
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長1 要介護1以上に認定された場合、一時金をお支払いします

特長2 要介護3以上に認定されている場合、介護年金をお支払いします

特長3 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料のお払込みは不要です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

島根支社 〒690-0003 松江市朝日町498-6 日進松江ビル5F  
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

P21069 AFツール-2021-0111-2111004 7月16日





AIG 損保  
法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*

会員企業をサポートする、AIG 損保のリスクソリューション

法人会の  
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る  
医療補償



地震災害の  
リスクをガード

法人会の  
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

山陰支店

〒690-0006  
島根県松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル6F  
TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152291 2020-01)

## Web-TAX-TV 「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」



海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで紹介しています。

### 編集後記

この度、令和3年度広報委員会委員長を務めます林陽一です。どうぞよろしく申し上げます。広報誌は年間2回発行予定です。これからも大田の企業紹介や税に関する有益な情報など盛りだくさんでお届けします。

今回の表紙は、いよいよオープンとなる「道の駅 ごいせ仁摩」としました。コロナの状況はまだ予断を許しませんが、アフターコロナを見据えた地域活性化への原動力になることは間違いありません。

また、銀のグローバルヒストリーと題し、石見銀山資料館館長 仲野義文氏に執筆を依頼し、石見銀山と世界との関係やウラ話など4回シリーズでお届けする予定です。

石見大田法人会常任理事の林恭清氏が永眠されました。永年、会社の事業や大田市内での行事などに貢献していただき、感謝の気持ちでいっぱいです。

広報委員会 委員長 林 陽一

#### 【広報委員会】

担当副会長 齊藤 寛

委員長 林 陽一

副委員長 細田健太郎

委員 河村 賢治 山本 竹男 原 勝正 楫 伸

〃 田平 篤 波多野陽一 川上 眞次 荒尾 寛

〃 杉谷 誠司 知野見哲治 山内 亮一 南家 敏孝

〃 勝部 邦彦 小林 裕典

#### 林恭清副会長ご逝去

かねてより、病気療養中の当会副会長 林恭清氏は、去る10月30日逝去されました。平成29年からは副会長に就任され、当会運営のために尽力されました。ご冥福をお祈りいたします。



結婚相談  
無料

あなたの縁結びを応援します。

縁結び  
ボランティア  
はぴこ

による結婚相談所

# 大田はぴこ 交流サロン

「今まで出会いがなくて・・・」

「真剣に結婚を考えてみようかな・・・」

そんなあなたの相談に無料で応じます。

結婚したい気持ちはあっても、いざ結婚となると何からはじめていいのかわからなかったり、どこに相談すればいいのかと悩んでいる人はとても多いのでは・・・。

まずは、気軽に「はぴこ」に相談してみませんか？

日時 毎月 第2金曜日 午後7時～9時  
(最終受付：午後8時30分)

場所 大田商工会議所 (大田市大田町大田イ309-2)  
※会場は変更になることがあります。

お問い合わせ <大田はぴこ会> ☎080-2940-7266  
受付時間▶平日10:00～18:00・毎月第2金曜日10:00～21:00

相談や申込に  
必要なもの

- ①運転免許証、保険証などの、お名前と住所を確認できるもの。
- ②申込をされる場合は、写真(上半身1枚・全身1枚)を撮らせていただきます。

一般社団法人  
しまね縁結びサポートセンター  
SHIMANE ENKUSUBI SUPPORT CENTER

浜田センター  
〒697-0016 島根県浜田市野原町1826-1 いわみーる4F  
TEL: 0855-25-1150  
休所日: 火・水・祝日、毎月第4土曜日、年末年始

公益社団法人石見大田法人会  
会報「天領」第70号

令和3年12月発行

公益社団法人  
石見大田法人会 大田市大田町 大田商工会議所内 TEL 0854-82-0765  
発行所 編集 広報委員会委員長 林 陽一  
印刷 (有)つきはし印刷 大田市鳥井町鳥越413-42 TEL 0854-82-0540